

町民課からのお知らせ

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）に係る 固定資産税の課税および軽減処置について

1. 固定資産税（償却資産）の課税について

太陽光パネルを設置して、売電する場合には、下表「設置者および発電規模別の課税区分一覧表」により、太陽光パネル等の設備は固定資産税（償却資産）の対象となります。

※償却資産とは個人または法人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等の事業用資産をいいます。

太陽光発電設備に関して、固定資産税における『償却資産』に該当する設備は、太陽光パネル、架台（レール）、接続箱、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計です。

設置者および発電規模別の課税区分一覧表

設置者	10 キロワット以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10 キロワット未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	家屋の屋根、空き地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人 (事業用)	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

2. 固定資産税（償却資産）の軽減措置について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、固定価格買取制度の対象として経済産業省の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合、設備に係る固定資産税額について最初の 3 年間課税標準を 3 分の 2 とする特例措置です。

□対象設備

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。

ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ発電量 10 キロワット未満）を除きます。

□取得時期

平成 24 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 31 日までの間に新たに取得した設備

□適用期間及び内容

新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から 3 年度分の固定資産税（償却資産）に限り、各年度の課税標準額が 3 分の 2 に軽減されます。

□申告時添付書類

- (1) 経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し
- (2) 電気事業者と締結している『特定契約書』の写し

□根拠法令

- ・地方税法附則第 15 条第 34 項
- ・地方税法施行規則附則第 6 条第 58 項

□お問い合わせ 役場 1 階 町民課 資産税係 ☎ 43-2111(内線 2119)